

第六次環境基本計画に向けた中間取りまとめに関する意見

「環境・持続社会」研究センター（JACSES）

足立治郎（事務局長）

遠藤理紗（気候変動プログラムリーダー）

第六次環境基本計画に向けた中間取りまとめに関する意見を以下のとおり提出します。

意見（１）

＜該当箇所＞第1部 第1章 1 現下の危機と2030年の重要性（P. 3、16行目）

＜意見内容＞

【あらゆる温室効果ガスの影響を明記】

（１）現代文明の地球的限界と現下の環境危機 第1パラグラフ末尾に、以下の追記をお願いいたします。

○『さらに、IPCC第6次評価報告書統合報告書では「物理化学的な視点から、人為的な地球温暖化を特定の水準に抑えるには、累積CO2排出量の抑制、少なくともCO2排出量正味ゼロの達成、そしてその他の温室効果ガスの排出量の大幅削減が必要である」とも示されている。例えば、CO2に次いで2番目に排出量の多い温室効果ガスであるメタンは、温室効果ガス観測技術衛星GOSATの観測データより、メタンの全大気平均濃度の2021年の年増加量が観測開始以降で最大になったことが判明している。また、近年クーリング・セクター（冷凍空調部門）での冷媒としてのフルオロカーボンの需要増加に伴い、その排出量の増加も見込まれている。』

＜意見の理由＞

- ・世界の温室効果ガス排出量の約3分の1は、エネルギー起源CO2以外であり、エネルギー起源CO2削減とともに、他の温室効果ガス削減も急務です。温室効果ガスの影響は国境を越え、国内外の気候変動による被害を防ぐには、世界全体の温室効果ガス削減が必要です。
- ・G7気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケでも、パラグラフ「61. メタン」「62. HFCs及びその他の非CO2気候汚染物質」などにおいて、これら温室効果ガス排出削減のための更なる行動と支援について記載されています。

意見（２）

＜該当箇所＞第1部 第1章 1 現下の危機と2030年の重要性（P. 4、12行目）

＜意見内容＞

【脆弱層への影響の懸念を明記】

（１）現代文明の地球的限界と現下の環境危機 第5パラグラフにて記述予定の「現在の被害状況や将来予想される被害」について

○将来世代にわたる影響が強く懸念されている旨も記載予定となっておりますが、それに加え、『貧困層など国内外の脆弱性の高い集団や地域への影響が強く懸念される』旨も併せて、あるいは、別段落にて記載していただくようお願いいたします。

＜意見の理由＞

- ・IPCC第6次評価報告書統合報告書では「約33～36億人が気候変動に対する脆弱性が高い状況で生活している」ことや「2010～2020年の、洪水、干ばつ、暴風雨による人間の死亡率は、脆弱性が高い地域において、脆弱性が非常に低い地域と比べて15倍高かった」ことなどが指摘されています。気候変動の悪影響は、資金やノウハウ等のリソースに乏しい貧困層・脆弱層に対し顕著に現れるため、気候変動の影響がより深刻になり得る国内外の最も脆弱な人々/コミュニティ/地域への影響についても記載する必要があります。

意見（３）

<該当箇所>第1部 第1章 1 現下の危機と2030年の重要性（P. 5、22行目）

<意見内容>

**【気候変動にレジリエントな社会に向けた民間セクターの役割を明記】**

（３）環境先進国に向けた正念場 第4パラグラフに、以下の『』部分の追記をお願いいたします。

○世界全体の脱炭素『かつ気候変動にレジリエントな』社会への移行に伴い、こうした技術へのニーズは今後ますます高まると考えられ、我が国の技術に対する国際的な期待は高い。『特に、公正なエネルギー移行や温室効果ガス削減に加え、今後途上国を中心に、気候変動への適応や損失と損害に対処するための行動・投資における民間セクター・ビジネスの役割は大きい。』

<意見の理由>

- ・G7気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケ（パラグラフ91）にて、「適応ニーズを満たし、損失と損害の回避、及び最小源にし、並びにこれらに対処するために貢献する民間セクターの役割」が記載されているように、脱炭素社会とともに気候変動にレジリエントな社会に貢献する技術やサービスも重要です。

意見（４）

<該当箇所>第1部 第1章 1 現下の危機と2030年の重要性（P. 5、28行目）

<意見内容>

**【防災技術・サービスの需要を明記】**

（３）環境先進国に向けた正念場 第5パラグラフに、以下の『』部分の追記をお願いいたします。

○特に、今後エネルギーやモビリティ『、早期警戒システムを含む防災技術・サービス』等の需要の大幅な伸びが見込まれるアジア地域において、我が国がその地理的・歴史的な繋がりを踏まえつつ、知見・技術を活用して協力を実施し、また連携を進めることで、地球全体及び地域の持続可能な発展に寄与することが期待されている。

<意見の理由>

- ・2022年3月23日「世界気象デー」にて、早期警報システムを今後5年間で整備し、極端な気象現象から世界の人々を守るという新目標が国連で発表され、WMOが主導してCOP27で行動計画“EARLY WARNINGS FOR ALL: Executive Action Plan 2023-2027”が示されました。日本でも、2023年5月に「早期警戒システム官民連携協議会」が設立されました。

意見（５）

<該当箇所>第1部 第1章 2 環境面の主に30年の振り返りと課題認識（P. 9、11行目）

<意見内容>

**【世界のあらゆる温室効果ガスの削減に関するG7広島首脳コミュニケの内容を明記】**

（３）顕在化する地球環境の危機とSDGs、パリ協定等の採択 第6パラグラフに、以下の『』部分の追記をお願いいたします。

○同コミュニケでは、「我々は、2035 年までに電力セクターの完全又は大宗の脱炭素化の達成及び気温上昇を摂氏 1.5 度に抑えることを射程に入れ続けることに整合した形で、国内の排出削減対策が講じられていない石炭火力発電のフェーズアウトを加速するという目標に向けた、具体的かつ適時の取組を重点的に行うというコミットメントを再確認し、他の国にも参画することを求める。」『「全ての主要経済国が、パリ協定以降、NDCの野心を大幅に強化し、既にGHG排出量のピークを迎えたか、遅くとも2025年までに迎えることを示し、特にNDCにおいて全てのGHGを対象とする経済全体の排出削減目標を含めるべきであったことを強調する。」』とした。

<意見の理由>

- ・G7広島首脳コミュニケ（パラグラフ18）やG7気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケ（パラグラフ46）にて、「次期NDCは、全ての温室効果ガス、セクター及び分類を含む経済全体の排出削減目標と、気温上昇を1.5℃に抑えることを射程に入れ続けることと整合すべく大幅に強化さ

れた野心が反映された形で、UNFCCC-COP30より十分前に提出されるべきであり、また、再検討され強化された2030年目標を含むべきである。」と、すべての温室効果ガス削減の野心を高める重要性について強調されています。

#### 意見（6）

＜該当箇所＞第1部 第1章 2 環境面の主に30年の振り返りと課題認識（P. 9、15行目）

＜意見内容＞

##### 【気候変動起因の災害による貧困層/脆弱層への影響について明記】

（3）顕在化する地球環境の危機とSDGs、パリ協定等の採択 第7パラグラフに、以下の『』部分の追記をお願いいたします。

○また、温暖化を1.5℃程度に抑えられたとしても、その影響は避けられず、さらに、極端な高温や大雨等の頻度と強度が増加すると予測されている。世界的には、熱波により日最高気温が更新される地域が発生し、また、大雨・洪水により人命だけでなく社会経済活動への甚大な被害が報告されている。『IPCC第6次評価報告書統合報告書では「約33～36億人が気候変動に対する脆弱性が高い状況で生活している」ことが指摘されている。』

＜意見の理由＞

- ・意見（2）の理由と同様。

#### 意見（7）

＜該当箇所＞第1部 第1章 5 国民が将来に希望を持てる環境・経済・社会の統合的向上の次なるステップ・高度化に向けて（P. 22、23行目）

＜意見内容＞

##### 【環境正義・気候正義に関する記述を補足】

第3パラグラフに、以下の『』部分の追記をお願いいたします。

○また、国際的に「環境正義」「気候正義」の重要性が高まってきている。『その中には、気候変動の被害を不均衡に受ける将来世代に加え、国内外の脆弱性の高い集団に配慮すること含まれ、そうした人々・コミュニティへの現在及び将来の気候変動影響による被害の防止・軽減にも主眼を置くことが求められる』

＜意見の理由＞

- ・G7気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケ（原文P. 32）にて、「レジリエンスの強化、最も脆弱な人々等に対する気候行動の支援」という小項目が立てられ、パラグラフ84では、「気候変動の悪影響に伴い既に生じている経済的及び非経済的な損失及び損害、及び世界的に、特に最も脆弱な人々が感じているその影響の規模について、極めて懸念していることを強調する。」と記載されています。

#### 意見（8）

＜該当箇所＞第1部 第2章 1 目指すべき持続可能な社会の姿（P. 27、3行目）

＜意見内容＞

##### 【持続可能な社会を目指す道筋において誰一人取り残さないことを明記】

第8パラグラフに、以下の『』部分の追記をお願いいたします。

○このような循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）が、我々が目指すべき持続可能な社会の姿であり、現在及び将来の国民が希望を持って、「Well-being／高い生活の質」を実現できるよう取り組んでいく。『なお、それら経済社会システムの変革を進めるにあたり、労働者や地域社会を含む社会のすべての構成員が関与することを認識し、この変革が誰一人取り残さない、公正かつ包摂的であることを確保する。』

＜意見の理由＞

- ・令和元年改定のSDGs実施指針「4 実施のための主要原則」において、「（2）包摂性「誰一人取り残さない」とのキーワードは、2030アジェンダの根底に流れる基本的理念を示しており、2030

アジェンダは、女性、子供、若者、障害者、HIV/エイズと共に生きる人々、高齢者、先住民、難民、国内避難民、移民などへの取組を求めている。我が国は、国内実施、国際協力のあらゆる課題への取組において、これらの脆弱な立場におかれた人々にこそ最初に手が届くように焦点を当てる。」と記載。気候変動等の影響を真っ先に受けているのは脆弱な立場におかれている人々/コミュニティであり、目指すべき持続可能な社会の姿として「誰一人取り残さない」視点の記載が必要と考えます。

- ・2023年G7気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケにて「19. 包摂：我々は、ネット・ゼロで、循環型で、ネイチャー・ポジティブな経済への移行には、労働者や地域社会を含む社会のすべての構成員が関与することを認識し、この移行が誰一人取り残さない、公正かつ包摂的であることを確保するという我々のコミットメントを確認する。」と記載。

#### 意見（9）

<該当箇所>第1部 第2章 3 今後の環境政策の展開の基本的考え方（P. 32、13行目）

<意見内容>

##### 【ステークホルダーの参画について明記】

（2）環境政策の原則・理念を前提とした国際・国内情勢等への的確な対応 第4パラグラフに、以下の『』部分の追記をお願いいたします。

○このような流れも織り込んだ持続可能な社会を示すことが求められていることから、これまでの累次の環境基本計画において提示されてきたような環境政策の原則や理念を土台にした上で、国際・国内情勢の変化を的確に捉え、将来世代の利益を意思決定に適切に反映させることも視野に、国内対策の充実や国際連携の強化を進める必要がある。『そのためには、社会のすべての人々が、変革を促進する上で果たす役割の重要性を認識し、多様なステークホルダーの意思決定への関与、協議、リーダーシップ、意味のある参加を推進する必要がある。』

<意見の理由>

- ・G7気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケ（パラグラフ19）にて、「我々は、企業や産業、労働者や労働組合、若者やこども、障害者、女性や女兒、先住民族、人種的・民族的マイノリティ及び疎外された人々を含む社会のすべての人々が、変革を促進する上で果たす役割の重要性を強調する。また、我々は、2030アジェンダとそのSDGsに沿った環境正義と社会的・経済的持続可能性を達成するためには、市民の強固な関与及び参加が不可欠であることに留意する。したがって、我々は、社会のすべてのセグメントと緊密に協力し、意思決定や指導的役割への積極的な関与、協議、リーダーシップ、意味のある参加を支援することにコミットする。」と記載されています。

以上